アンチ・ドーピング委員会規程

(総則)

第1条 一般社団法人日本ろう者水泳協会(以下「本協会」という。)定款の規定に基づいて設置された、アンチ・ドーピング委員会(以下「委員会」という。)に関することを定める。

(審議・所管事項)

第2条 委員会は、本連盟のアンチ・ドーピングに関する専門事項を審議・所管し、理事会に意 見を具申する。

- 2 前項に掲げる専門事項とは、つぎの各号をいう。
- (1) アンチ・ドーピング教育・啓発活動に関すること
- (2) アンチ・ドーピング活動の計画・推進に関すること
- (3) その他アンチ・ドーピング関係諸事業の目的達成に必要なこと

(委員)

第3条 委員会に、つぎの委員を置く。

委員長 1名

委員 若干名

2 委員長及び委員は、理事会の議決により、会長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から開始し、本協会理事の任期と同じく終了する。ただし、再 任を妨げない。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長が招集して、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、委員長及び委員の合意により決定する。
- 3 会長、理事、監事は委員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 本規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会においてこれを別に定める。

(小委員会)

第6条 委員会に、小委員会を設けることができる。

2 小委員会については、委員会で別に定める。

(規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

- 附則 1 本規程は、一般社団法人日本ろう者水泳協会の設立の登記の日から施行する。
 - 2 本規程は、2021年(令和3年)3月14日より一部改訂施行する。